

一般社団法人 日本公認心理師協会について

～設立：2014年12月17日、初代会長：村瀬嘉代子、2代会長：大熊保彦～

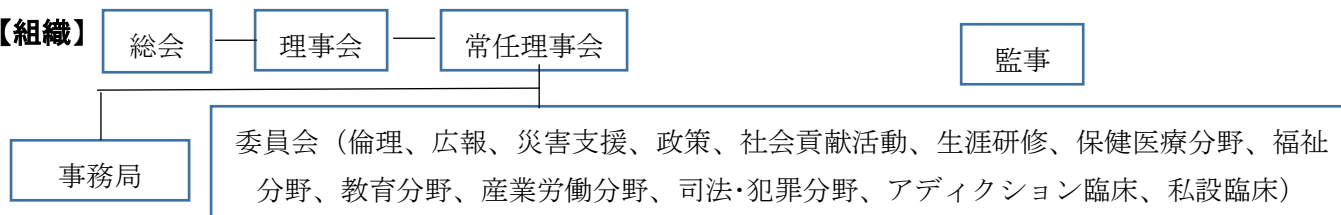
2018年9月に第1回国家試験が行われ、わが国初の心理職の国家資格である公認心理師が誕生しました。これを受けて、一般社団法人日本公認心理師協会は公に活動を開始しています。活動開始を支援していただいた関連学会や民間の心理支援職能団体等との連携協力を促進するとともに、あらゆる対人援助職に開かれたプラットフォーム団体として、国内外の心理支援の発展充実に寄与していきたいと思います。

【協力・賛同団体】（2019年7月1日現在）

一般社団法人日本心理臨床学会、一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟、公認心理師制度推進連盟、一般社団法人日本臨床心理士会、一般社団法人学校心理士認定運営機構、日本学校心理士会、一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会、一般社団法人日本発達障害ネットワーク（JDDnet）、特定非営利活動法人KHJ全国ひきこもり家族会連合会、公益財団法人国際医療技術財団、日本臨床発達心理士会、北海道公認心理師協会、埼玉県公認心理師協会、一般社団法人東京公認心理師協会、山口県公認心理師協会、島根県臨床心理士・公認心理師協会、一般社団法人佐賀県公認心理師協会

本協会は、以下の組織により、活動の一部として心理職等への教育研修・情報提供、相互研鑽などを通じ、時代の変化に応じた知識や技能の向上を図り、社会の負託に応えてまいります。

【組織】



当協会の会員は、以下の方々に構成されます。

定款第5条

- ① 公認心理師法（平成27年法律第68号）（以下、この定款において「法」という。）第28条の規定により公認心理師の登録を受けた者であって、この法人の目的に賛同して入会した個人
- ② 法附則第2条の定めにより公認心理師試験を受ける意思を有し、かつ次に掲げるいずれかの資格の登録を受けた者であって、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - ア 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士
 - イ 一般社団法人学校心理士認定運営機構の認定する学校心理士
 - ウ 一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構の認定する臨床発達心理士
 - エ 一般財団法人特別支援教育士資格認定協会の認定する特別支援教育士

（附則）7 本定款第5条第1号②の規定は、平成34年9月14日の経過をもって将来に向けて消滅する。

定款第5条の②については、以下のような理由で正会員としています。

公認心理師は、これまでの実践現場での心理職の活動を継続して、質の高い心理支援をめざす職種であるため、現任者には公認心理師の質の向上に協力・貢献していただくことを期待しています。保健医療分野では臨床心理技術者、福祉分野では児童心理司や心理療法担当職員、教育分野ではスクールカウンセラー、司法・犯罪分野では矯正心理専門職（法務技官）などが、長く心理専門職として働いています。

現任者には資格を取る前であっても、継続して職能団体の質の向上に寄与し、国民の心の健康の保持増進に大いに貢献することが期待されます。公認心理師協会は心理専門職の質の向上を目指す職能団体として、こうした実績を継続的に維持、発展させてゆきます。